



せたな町出身の2人が甲子園に春夏連続出場
固定資産の相続登記お忘れではありませんか
まちづくりモニター員アンケート結果について

保健師からの健康アドバイス

健診の機会のない方の健康づくり健診を受けてみませんか

こんにちは！地域包括支援センターです

物忘れの心配はありませんか

TOPICS、暮らしの情報 ほか

表紙◎9/3 北檜山区東丹羽 稲刈りの様子 ※詳しくは広報見聞録をご覧ください



せたな町出身の2人が甲子園に 春夏連続出場

7月27日（火）、第103回全国高校野球選手権南北北海道大会において、せたな町出身の大津綾也捕手（3年）と吉野龍生投手（3年）が在籍する北海高等学校が8対6で札幌日本大学高等学校を下し、優勝しました。

チームは4年ぶり39回目の甲子園に出場しました。
甲子園では、奇しくも選抜高校野球で惜敗した神戸国際大学付属高等学校と対戦し、春の雪辱とはならず、2対1で悔しい初戦敗退となりましたが、せたな町出身の2人は高校野球の聖地である甲子園に春夏連続出場を果たしました。



吉野龍生投手



大津綾也捕手

高橋町長が無投票で再選

8月31日（火）、任期満了に伴うせたな町長選挙が告示され、立候補の届け出が1名であったため、立候補した高橋貞光現せたな町長が無投票で再選されました。

9月6日（月）、せたな町選挙管理委員会大坪観誠委員長から高橋氏へ当選証書が渡されました。



名誉町民2名から寄附がありました

名誉町民である戸田中央医科グループ会長中村隆俊氏から100万円の寄附がありました。

これは、進学を望む子どもたちのために役立ててほしいと寄附されたもので、奨学資金貸付金の原資として活用されます。



中村秀夫氏



中村隆俊氏

また、同じく名誉町民である上尾中央医科グループ会長 中村秀夫氏からせたな町へ100万円の寄附がありました。
進学を望む子どもたちのために役立ててほしいと寄附されたもので、医療職等の養成のために活用されます。

相続登記お忘れではありませんか？

土地や建物の所有者が亡くなり、相続が発生した場合は、法務局へ相続登記（名義人変更）が必要です。

登記上の所有者が亡くなられた後、名義人を変更せずにいると、「その固定資産の売買等取引が円滑に進められない」「災害などで行政支援を円滑に受けられない」「相続人が増え、相続トラブルに発展する」ことがあります。（相続人が数十人に膨れ上がった実例もあります！）

このような様々な問題が生じることになりますので、固定資産の登記が現在の所有者になっているかを確認し、異なる場合は、将来のトラブルを防ぐためにも相続登記の手続きを済ませておきましょう。

なお、法務局にまだ登記されていない建物を相続された方は税務課窓口で所有者変更の届け出が必要となりますので、詳しくは税務課課税係へお問い合わせください

令和3年度 固定資産税納税通知書

〒 049-4592
せたな町北檜山区徳島 63 番地 1

瀬棚 太郎 様

〔瀬棚 花子 様分〕

口座振替用

次のとおり決定（更正）したので通知します。

令和 年 月 日

北海道久遠郡せたな町長

ここに亡くなられた方の氏名が入っている方が対象です。

税額決定の明細		土地課税標準額①	家屋課税標準額②	償却資産課税標準額③	課税標準額合計①+②+③
税率	1.4	算出税額	新築住宅等の軽減額	税額	
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	非納期限
納付税額					第1期 令和3年10月 第2期 令和3年11月 第3期 令和3年12月 第4期 令和4年1月

裏面をよくお読みください。

※固定資産税がかからない土地、建物のみの方は納税通知書が送付されません。
ご自身にかかわる土地や建物を今一度、ご確認ください。

問い合わせ先

相続登記について 函館地方法務局八雲支局
未登記の建物について せたな町税務課課税係

☎ 0137 - 62 - 2208

☎ 0137 - 84 - 5112(直通)



そばの収穫最盛期

北檜山区若松の松田幸夫さんの畑では、そばの収穫が最盛期を迎えています。この日収穫したのは、そばの香りが他の品種に比べて強い「キタワセ」です。今年は、天候も良く台風の影響も受けなかったため出来は上々です。



ヒグマを捕獲

8月23日（月）、北檜山区富里でヒグマが捕獲されました。推定年齢6歳で体長2m、体重300kgのオスでした。

8月～9月（近況報告）

せたなにつき

令和3年度第1回せたな町まちづくりモニターアンケート結果について

せたな町では、町民参加の協働のまちづくりを目指し、町民の皆さまの意見を、町政に反映するため、モニター員へアンケートを行っています。

8月に実施した第1回アンケート内容と結果を報告いたします。

今回は、「住宅の補助・助成について」アンケートを行いました。（該当のない設問の回答は省略しています。）



【問1】 あなたの年代を教えてください。

1.	30代	1人
2.	40代	3人
3.	50代	0人
4.	60代	4人
5.	70代以上	3人

【問2】 世帯構成について、あなたの世帯の人数を記述してください。

1.	1人世帯	1人
2.	2人世帯	5人
3.	3人世帯	2人
4.	4人世帯	1人
5.	5人世帯	2人

「移住定住促進住宅奨励金」についておたずねします

【問3】 現在のあなたの住まいは、次のうちのどれに当てはまりますか。当てはまるものをひとつだけ選んでください。

1.	持ち家（一戸建て）	9人
2.	持ち家以外	0人
ア.	民間賃貸住宅	2人
イ.	公営住宅	0人
ウ.	社宅・寮など	0人
エ.	その他	0人

【問4】 「移住定住促進住宅奨励金」事業を知っていますか。

1.	はい	5人
2.	いいえ	6人

【問5】 問4で「1. はい」と答えただ方にお尋ねします。この事業を何で知りました

1.	広報せたな	4人
2.	町のホームページ	1人
3.	友人、知人	0人
4.	その他	0人

【問6-1】 あなたがご自身で住むための中古住宅を購入する場合、求めるものを次の中から選んでください。（複数可）

1.	買い物や病院など利便性が良い	8人
2.	耐震性、耐火性に優れている	8人
3.	購入金額が安い	10人
4.	築年数が浅い、新しい	6人

【問6-2】 問6-1で選んだもののうち、特に求めるものを順に3つ選んでください。（1番3点、2番2点、3番1点）

1.	買い物や病院など利便性が良い	19点
2.	耐震性、耐火性に優れている	11点
3.	購入金額が安い	13点
4.	築年数が浅い、新しい	6点
5.	リフォームが済んでいる	7点
6.	資産価値の将来性が高い	2点
7.	間取りが使いやすい	2点
8.	設備の機能性が優れている	5点
9.	防犯性が優れている	0点
10.	その他	0点

【問7】 問3で「2. 持ち家以外」と答えただ方におたずねします。住宅を新築、中古住宅を購入しようと考えていますか？

1.	はい	0人
2.	いいえ	2人

【問8】 問7で「1. はい」と答えただ方におたずねします。移住定住促進住宅奨励金事業はあなたが住宅を新築、購入しようと考えてるきっかけになりましたか？（該当者なし）

「住宅リフォーム」についておたずねします

【問9】 「住宅リフォーム等助成金」事業を知っていますか。

1.	はい	9人
2.	いいえ	2人

【問10】 問9で「1. はい」と答えただ方にお尋ねします。この事業を何で知りましたか。

1.	広報せたな、町内回覧	8人
2.	町のホームページ	1人
3.	友人、知人	0人
4.	施工業者	0人
5.	その他	0人

【問11】 現在の住宅の所有者はどなたですか。当てはまるものを一つ選んでください。

1.	あなたご自身	4人
2.	あなたの配偶者	4人
3.	同居している父、又は母	1人
4.	同居している父、又は母	0人
5.	同居している兄弟姉妹	0人
6.	同居している兄弟姉妹	0人
7.	死亡した両親又は親族	0人
8.	その他	0人

【問12】 住宅が建っている土地の所有者はどなたですか。当てはまるものを一つ選んでください。

1.	あなたご自身	4人
2.	あなたの配偶者	2人
3.	同居している父、又は母	1人
4.	同居している父、又は母	0人
5.	同居している兄弟姉妹	0人
6.	同居している兄弟姉妹	0人

7. 死亡した両親又は親族 1人
8. その他（知人） 1人

【問13】住宅の建築年数を教えてください。当てはまるものを一つ選んでください。

- 1. 築10年未満 0人
- 2. 築10年以上20年未満 0人
- 3. 築20年以上30年未満 1人
- 4. 築30年以上40年未満 4人
- 5. 築40年以上 4人

【問14】住宅は不動産登記をしていますか？

- 1. はい 7人
- 2. いいえ 1人

【問15】問14で「2. いいえ」と答えられた方におたずねします。不動産登記していない理由は何ですか。

- 1. 登記しなければいけないことを知らなかった 0人
- 2. 手続きが面倒 0人
- 3. その他 1人

【問16】住宅をリフォームしようと考えていますか。又は、リフォームをしましたか。

- 1. はい 6人
- 2. いいえ 3人

【問17】問16で「1. はい」と答えられた方におたずねします。住宅リフォーム等助成金は、あなたが住宅をリフォームしようとするきつかけになりましたか。

- 1. はい 3人
- 2. いいえ 3人

【問18】問17で「2. いいえ」と答えられた方にお尋ねします。住宅リフォーム等助成金がリフォームのきつかけにならなかった理由を教えてください。

1. 助成対象外の工事だったから 0人
2. 対象工事が低額（30万円未満）だったから 0人

3. 助成金が低額（上限30万円）だったから 0人

4. 制度を知らなかった 0人

5. その他 3人

・制度がまだなかった
・助成制度がなくてもリフォームする予定だったから

【問19】問16で「1. はい」と答えられた方におたずねします。どのようなリフォームをしましたか、又は検討していますか。

- 1. 屋根の塗装、又は張替え 3人
- 2. 外壁、内装の補修 6人
- 3. バリアフリー化 0人
- 4. 水回りの補修、取替 1人
- 5. 外構工事（車庫の設置、玄関前の舗装工事など） 0人
- 6. エアコンなど、冷暖房器具の取りつけ、取替 0人
- 7. 住宅の増改築 4人
- 8. その他 0人

【問20】問16で「1. はい」と答えられた方におたずねします。住宅リフォームを検討する具体的な理由は何ですか。あてはまるものを全て選んでください。（複数可）

- 1. 住宅や設備等の老朽化のため 6人
- 2. 住宅が狭いため 1人
- 3. 住宅の段差を解消するため（バリアフリー化） 0人
- 4. 住宅の耐熱性の向上や設備機器などの省エネ化を図るため 1人
- 5. 台風や地震などへの安全性を高めるため 2人

6. 下水道等への接続工事を行うため 0人
7. 住宅を使いやすいたため 2人
8. その他（屋根の向きを変える） 1人

【問21】問16で「1. はい」と答えられた方におたずねします。住宅リフォーム工費の総額はいくらでしたか。または、検討していますか。（助成の対象にならない工費も含めて、当てはまるものを一つ選んでください。）

- 1. 百万円未満 1人
- 2. 百万円以上2百万円未満 1人
- 3. 2百万円以上3百万円未満 1人
- 4. 3百万円以上4百万円未満 2人
- 5. 4百万円以上5百万円未満 0人
- 6. 5百万円以上 1人
- 7. 決まっていない 0人

【問22】問16で「1. はい」と答えられた方におたずねします。住宅リフォーム等助成金を利用することで工費を増やしましたか。増やした場合どの程度増やしましたか。または、検討していますか。

- 1. 工費を増やした
ア. 10万円未満 0人
イ. 10万円以上30万円未満 0人
ウ. 30万円以上50万円未満 0人
エ. 50万円以上100万円未満 0人
オ. 100万円以上 0人
- 2. 工費を増やしていない

【問23】住宅をリフォームしようとする場合、ほしい情報はありますか。当てはまるものを3つ選んでください。

- 1. リフォーム費用の目安や積算の基準 11人
- 2. 信頼できるリフォーム業者を選ぶための情報 3人

3. 減税制度や助成制度 7人
4. 現在の住宅の耐震性や老朽化を診断・検査する専門家にに関する情報 5人

5. 自分のイメージに近い具体的なリフォームの事例 3人

6. 自分の要望を理解し提案してくれる建築士を選ぶ情報 2人

7. 建材、住宅設備等に関する情報 1人

8. その他 0人

【問24】住宅をリフォームをしようとする場合、リフォーム業者をどのようにして探しますか。当てはまるものを3つ選んでください。

- 1. 付き合いのある事業者がある 10人
- 2. リフォームの経験者に聞く 8人
- 3. 知人に紹介してもらう 3人
- 4. インターネットで探す 3人
- 5. 近所の工務店等に依頼する 5人
- 6. 新聞や広告等から探す 1人
- 7. その他 0人

「空き家」についておたずねします

【問25】特定空き家（倒壊の恐れのある空き家）撤去のための「空き家等除却補助金」事業を知っていますか。

- 1. はい 7人
- 2. いいえ 4人

【問26】問25で「1. はい」と答えられた方にお尋ねします。この事業を何で知りましたか。（複数回答あり）

- 1. 広報せたな、町内回覧 7人
- 2. 町のホームページ 0人
- 3. 友人、知人 1人
- 4. 施工業者 0人
- 5. その他 0人

【問27】空き家が発生する理由として、相続して取得した住宅がそのまま空き家になることが多いといわれています。あなたがお住まいの住宅、又は親の住宅について、家族で話し合ったことがありますか。一つ選んでください。

1. 相続や利用方法について、話し合
って既に決めている 0人
2. 話し合ったことはあるが、相続や利
用方法については決まっていな
い 7人
3. 考えてはいるが、また話し合っ
ていない 1人
4. 考えたことはない 1人
5. その他 0人
6. 対象となる住宅がない
無回答 1人

【問28】空き家の管理が不十分で、他人や隣家に被害が出た場合、所有者（相
続人等）に損害賠償責任があることを
知っていますか。

1. はい 9人
2. いいえ 2人

【問29】相続等によりあなたが一戸
建ての空き家を所有することになった
場合、あなたの考えに最も近いものを
一つ選んでください。

1. 空き家を売却する 4人
2. 借家として賃貸する 2人
3. 自分や親族などが住む 2人
4. 空き家を取り壊す 2人
5. 空き家のままにしておく 0人
6. その他 1人

・売却できる物件でもなく、取り壊
す費用もない事に一番悩む
・希望としてはリフォームして賃貸
したいが、築年数が経っているの
でリフォーム費用がかさむ

【問30】せたな町にあなたが将来、所
有するかもしれない空家、又は空家に
なりそうな住宅（高齢の両親のみが住
んでいる住宅等）がありますか。

1. はい 4人
2. いいえ 7人

【問31】「【問43】は、問30で「1.
はい」と答えた方にお尋ねします。

【問31】現在の所有者はどなたです
か。当てはまるものを一つ選んでくだ
さい。

1. あなたご自身 1人
2. あなたの配偶者 2人
3. 同居している父、又は母 0人
4. 別居している父、又は母 1人
5. 同居している兄弟姉妹 0人
6. 別居している兄弟姉妹 0人
7. その他 0人

【問32】住宅が建っている土地の所
有者はどなたですか。当てはまるもの
を一つ選んでください。

1. あなたご自身 1人
2. あなたの配偶者 2人
3. 同居している父、又は母 0人
4. 別居している父、又は母 1人
5. 同居している兄弟姉妹 0人
6. 別居している兄弟姉妹 0人
7. その他 0人

【問33】住宅の建築年数を教えてく
ださい。当てはまるものを一つ選んで
ください。

1. 築20年未満 0人
2. 築20年以上30年未満 1人
3. 築30年以上40年未満 0人
4. 築40年以上50年未満 1人
5. 築50年以上 2人
6. わからない 0人

【問34】不動産登記をしていますか。

1. はい 2人
2. いいえ 2人

【問35】問34で「2. いいえ」と答
えた方におたずねします。不動産登記
していない理由は何ですか。

1. 登記しなければいけないことを
知らなかった 0人
2. 手続きが面倒 0人
3. その他 2人

【問36】問31で「1. あなた自身」「2.
あなたの配偶者」と答えた方にお尋ね
します。建物の所有権を取得した経緯
について教えてください。

1. 親、又は祖父母からの相続 1人
2. 「1」以外の者からの相続 0人
3. 新築した 2人
4. 中古物件を購入した 0人
5. その他 0人

【問37】建物のもともとの用途につ
いて教えてください。

1. 専用住宅 4人
2. 店舗兼住宅 0人
3. 店舗等 0人
4. その他 0人

【問38】現在、建物を使用していま
すか。

1. 自宅として使用 1人
2. セカンドハウスとして使用 0人
3. 店舗等として使用 0人
4. 貸借物件として使用（現在、貸
借契約中） 1人
5. 貸借物件として使用（現在、貸
借契約なし） 0人
6. 物置、倉庫として使用 1人
7. その他 0人
8. 使用していない 1人

【問39】問38で「8. 使用していない」
と答えた方におたずねします。建物を
使用しなくなった（空き家になった）
時期について教えてください。

1. 1年未満 0人
2. 1年以上5年未満 0人
3. 5年以上10年未満 0人
4. 10年以上20年未満 1人
5. 20年以上 0人
6. わからない 0人

【問40】問38で「8. 使用していない」
と答えた方におたずねします。建物を
使用しなくなった経緯について教えて
ください。

1. 相続したが使用していない 1人
2. 別の住宅を購入等し、転居した 0人
3. （居住者が）福祉施設等に入居、
又は親族と同居することとなっ
た 0人
4. 店舗等を閉店した 0人
5. 売却物件だが購入者が決まってい
ない 0人
6. その他 0人

【問41】問38で「8. 使用していない」
と答えた方におたずねします。建物は
どのような状況になっていますか。

1. すぐにでも使用できる状態 0人
2. 多少の修繕で使用可能 0人
3. かなりの修繕が必要な状態 1人
4. 倒壊の危険がある、使用不能 0人
5. 状況を把握していない 0人
6. その他 0人

【問42】問38で「8. 使用していない」
と答えた方におたずねします。今度の
物件活用について教えてください。

1. 自己、親族で使用したい 0人
2. 売却したい 0人

3. 建物を撤去したい 1人
4. 貸出したい 0人
5. そのまま保有したい 0人
6. その他 0人

【問43】問42で「5. そのまま保有したい」と答えた方におたずねします。そのまま保有したい理由を教えてください。(該当者なし)

- 【問44】せたな町内に所有者が適切に管理できていない空き家があることを知っていますか。
1. はい 8人
 2. いいえ 3人

【問45】せたな町に所有者が分からない倒壊の恐れがある空き家があることを知っていますか。

1. はい 7人
2. いいえ 4人

【問46-1】所有者の財産のため、管理不十分な空き家でも、簡単に町が撤去することはできません。また、行政代執行は、手続きに時間を要し、多額の税金がかかりますが、行ったほうが良いと思いますか。

1. はい 7人
2. いいえ 4人

【問46-2】問46-1で選んだ理由を教えてください。(自由記載)

●「はい」の理由

- ・倒壊により人身被害が起こる可能性があるから
- ・取り壊す費用がない事が多いから、空家等除却補助金の交付の仕方について金額を一度に払うことがネックである話も聞くので、最初から補助があれば、取り壊せることもあるかもしれないと思います。

- ・危険空家を撤去することにより、地域住民の生活の安全確保が図られるので、行ったほうが良いと思う。
- ・町としてのイメージの向上と景観維持のため。
- ・最終手段としては、良いと思います。

●「いいえの理由」

- ・所有者がわかるのであれば、所有者がやれば良い
- ・町民に税金がのしかかってくるので！お金がないので無理です。

【問47-1】建物の活用等について、町に期待したい支援はありますか。(複数回答可)

1. 法律や不動産、資産運用等の専門家による相談窓口 4人
2. 建築の専門家による改築やリフォームに関する相談窓口 2人
3. 利活用が可能か否か、耐震性能や老朽化具合に関する診断等 4人
4. 信頼できる業者・専門家等の紹介 0人
5. 建物内の不用品、廃棄物の処分 6人
6. 煩雑な手続きの代行や貸出未経験者へのサポート体制 6人
7. 空き家の改築費用に関する補助制度 6人
8. 特定空家（倒壊等の危険がある空き家）以外の空き家の撤去費用に関する補助 7人

9. 物件の寄附等に関する受け入れ 2人
10. 特に必要な支援はない 1人
11. その他 0人

【問47-2】問47-1で選んだもののうち、特に期待する支援を順に3つ選んでください。

- (1番3点、2番2点、3番1点)
1. 法律や不動産、資産運用等の専門家による相談窓口 4点
 2. 建築の専門家による改築やリフォームに関する相談窓口 5点
 3. 利活用が可能か否か、耐震性能や老朽化具合に関する診断等 4点
 4. 信頼できる業者・専門家等の紹介 0点
 5. 建物内の不用品、廃棄物の処分 11点
 6. 煩雑な手続きの代行や貸出未経験者へのサポート体制 5点
 7. 空き家の改築費用に関する補助制度 10点
 8. 特定空家（倒壊等の危険がある空き家）以外の空き家の撤去費用に関する補助 15点
 9. 物件の寄附等に関する受け入れ 3点
 10. 特に必要な支援はない 3点
 11. その他 0点



自由意見

●ゴミの分別について、もっと努力してほしいです。近年メディアでも取り上げられている。プラスチックゴミ問題については、大人より子どもたちが方が理解されている気がします。大成区の分別についても未だ、可燃・不燃の2種類のみの分別しかできていないのが大半です。指導機関である行政職員はどうでしょうか。できていますか。都市部のようにペットボトルだけ無料回収できないでしょうか。無料という形から少しずつゴミの分別について考える方向付けはできないものではないでしょうか。

●今回のアンケートにある補助(3種)の目的が明確でなく、特に必要と思わない。他に有効な補助事業を考えるべきだと思います。(町民全員に公平な補助となる様な施策を望みます。)

●1か月に1〜2回遅くまで例えば、午後7時〜8時までとか役所を開けて欲しい。(相談とか、色々な手続きとか)

◆アンケートへのご協力ありがとうございました。

あなたもまちづくりモニターになりませんか？

まちづくりモニター制度については、本庁まちづくり推進課広報統計係(☎0137・84・5111)へお問い合わせください。

秋はヒグマに注意！

秋のヒグマ注意特別期間

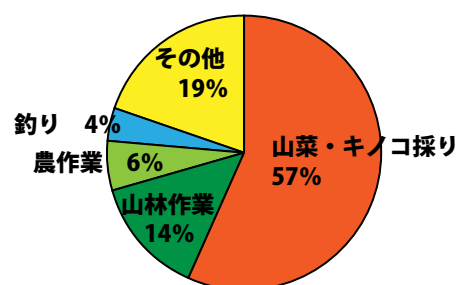
令和3年9月4日（土）～10月31日（日）



◆あなたが被害者にならない一番の方法は、**ヒグマに遭わないことです。**
被害の2/3は山菜・キノコ採りで発生しています。

◎ヒグマ被害に遭わないためにできること

- ・食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ・一人では野山に入らない
- ・野山では音を出しながら歩く
- ・事前にヒグマの出没情報を確認する
- ・薄暗いときには行動しない
- ・フンや足跡を見たら引き返す



被害発生時の被害者の行動

※ 人里周辺などでヒグマを目撃したときは、せたな町役場にご連絡ください

問い合わせ
目撃情報通報先

本庁 水産林務課林務係
瀬棚支所 産業建設係
大成支所 産業建設係

☎ 0137-84-5111
☎ 0137-87-3311
☎ 01398-4-5511

より良い町政を行うために、皆様のご意見やご提案を受け付けています

まちづくりご意見箱を設置しています

これまで、せたな町役場庁舎内及び各支所内に意見箱の設置とホームページ内お問い合わせフォームにより、皆様にご意見やご提案をお寄せいただいておりますが、このたび、郵便やメール、ファックスでも受け付けることといたしました。皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

◆「ご住所」「お名前」「電話番号」「公表希望の有無」「ご意見、ご提案の内容」を記載し提出してください。

◆提出方法

●ご意見箱で

・設置場所 せたな町役場庁舎1階、瀬棚支所1階、大成支所1階

●ホームページお問い合わせフォームで

●メールで Eメールアドレス iken★town.setana.lg.jp

※メールを送る際は、「★」を「@」に置き換えてご利用ください

●FAXで FAX番号 0137-84-4657

●郵便で 〒049-4592

せたな町北檜山区徳島63番地1

せたな町役場 まちづくり推進課広報統計係 あて

※回答等をさせていただきますので、必ず、氏名、住所、電話番号をお書きください。

いただいたご意見・ご提案で広く周知をする必要があると認めるものや公表を希望したものについては、氏名、住所を除き、公表いたします。

※匿名や誹謗中傷、営利目的などのご意見に該当するものは、回答及び公表しません。



せたな町産業等活性化補助金のお知らせ

せたな町内の農業、漁業、林業、商工業などの産業全般を対象とし、新規起業者や他分野への参入、新規学卒者への雇用に対して補助します。

◆新規起業者等応援補助金

対象者：せたな町産業担い手育成条例に該当しない新規起業者や事業承継者
対象事業：機械設備等の導入、店舗工場の新築・改装・改築費、外注費等の経費
補助率等：1／3以内、補助上限 100 万円、対象経費の下限 30 万円

◆新規事業補助金

対象者：せたな町内の事業者等
対象事業：他分野への参入又は新たな特産品の開発等のための機械設備等の導入、店舗工場の新築・改装・改築費、外注費等の経費
補助率等：1／3以内、補助上限 100 万円、対象経費の下限 30 万円

◆雇用奨励補助金

対象者：せたな町内の事業者等
対象事業：新規学卒者の正規雇用を行う場合の採用者 1 人当たりの給与費等
補助率等：1／3以内、補助上限（雇用者 1 人当たり）50 万円、対象経費の下限 15 万円 ※ 3 年間対象

問い合わせ先

本庁 まちづくり推進課商工労働係（商工業及び雇用奨励助成金関係）
本庁 農務課農政係（農業関係）
本庁 水産林務課水産係（漁業関係）
☎ 0137 - 84 - 5111（代表） FAX 0137 - 84 - 4657

シリーズ 人権擁護

◇障がいのある人の人権◇

障がいのある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られたりする事案が発生しています。

障がいのある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

国では全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づいて障害者基本計画を策定しています。

また、平成 28 年 4 月には「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」が施行され、各行政機関等や事業者において、**不当な差別的取扱いの禁止**や**合理的配慮の提供**を始めとする障がいを理由とする差別の解消に向けた取組が行われています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。

通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

（法務省人権擁護局版「人権の擁護」より）



函館地方法務局八雲支局・八雲人権擁護委員協議会
TEL 0137-62-2208

（仮称）新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書の公表について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書（以下、配慮書）を公表します。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 株式会社ジェイウインド
代表者の氏名 代表取締役社長 森本 成
主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号

■対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称：（仮称）新瀬棚臨海風力発電所事業
対象事業の種類：風力発電所（陸上）
対象事業の規模：最大 12,000kW

■事業実施想定区域

北海道久遠郡せたな町

■配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所：北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、せたな町役場（本庁舎）まちづくり推進課、瀬棚支所、大成支所

縦覧の期間：令和 3 年 9 月 10 日（金）～ 11 月 1 日（月）（各施設の開庁日・時間に準ずる）

電子縦覧：<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■意見書の提出について

配慮書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、配慮書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、下記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

提出期限：令和 3 年 11 月 1 日（月）※当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

株式会社ジェイウインド
〒104 - 8165 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号（電源開発株式会社内）
☎ 03 - 3546 - 9600 担当：米田



令和 3 年度ハロウィンジャンボ宝くじ

ハロウィンジャンボ宝くじ 1 等前後賞合わせて 5 億円

ハロウィンジャンボミニ 1 等前後賞合わせて 5 千万円

●発売期間：2021 年 9 月 22 日（水）～ 2021 年 10 月 22 日（金）

●抽せん日：2021 年 10 月 29 日（金）

ハロウィンジャンボは、PC やスマホからもネット購入できます！

※この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

『昨年のハロウィンジャンボ宝くじ（第 855 回全国自治宝くじ）及びハロウィンジャンボミニ（第 856 回全国自治宝くじ）の時効（令和 3 年 11 月 1 日（月））が迫っておりますので、お忘れなく。』

空室あります！

町営住宅等の入居者募集

申込期間：9月24日（金）～10月7日（木）



□町営住宅

団地名	地区	住宅番号	建設年度	面積	型別	家賃の額
豊岡高台団地	北檜山	B-33	S 41	33.80 m ²	2DK	2,900 ～ 4,300 円
役場前A団地	大成	41	H 4	64.62 m ²	3LDK	15,400 ～ 23,000 円
みやこの丘団地	"	10-105	H 10	64.17 m ²	2LDK	18,600 ～ 27,700 円
"	"	11-101	H 11	64.17 m ²	"	18,600 ～ 27,700 円
下宮野団地	"	190	H 6	63.21 m ²	3LDK	14,500 ～ 21,600 円
あかしや団地	瀬棚	61-101	S 61	62.19 m ²	3LDK	14,400 ～ 21,500 円
"	"	05-201	H 5	74.64 m ²	"	18,800 ～ 28,000 円
"	"	49-04	S 49	43.00 m ²	2DK	5,800 ～ 8,600 円

□特定公共賃貸住宅

団地名	地区	住宅番号	建設年度	面積	型別	家賃の額
都いさりび団地	大成	7-201	H 7	47.20 m ²	1LDK	24,000 ～ 32,000 円

□定住促進住宅

団地名	地区	住宅番号	建設年度	面積	型別	家賃の額
コーポこんぴら	瀬棚	6号室	H 8	59.91 m ²	2LDK	43,000 円

※入居資格や提出書類については、町のホームページまたは担当にお問い合わせ下さい。

申込先 本庁建設水道課住宅係
大成支所産業建設係
瀬棚支所産業建設係

☎ 0137-84-5114(直通)
☎ 01398-4-5511
☎ 0137-87-3311

法テラス

八雲通信

被告と被告人

民事事件と刑事事件の相違点

法テラス八雲法律事務所

弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)

■刑事事件に関するメディア報道を読んでみると、裁判にかけられている人が「被告」と呼ばれているのを目にするのではないかと思います。他方、法律の専門家たちは、刑事事件の裁判にかけられている人を「被告人」と呼んでいます。

なぜ、メディアのいう勢に逆らって違う呼び方をしているのでしょうか？また、法律の専門家たちは、刑事事件で訴えられている人を「被告人」、民事事件で訴えられている人を「被告」と呼び分けています。同じく訴えられた側の人を、なぜ呼び分けているのでしょうか？

■これは民事事件の「被告」と刑事事件の「被告人」には、同じ訴えられている者とはいえ、境遇に大きな差があるからなのです。

■刑事の被告人は、何らかの犯罪を犯した疑いを検察官にかけられた人であり、捜査の対象となっていた人でもあります（推定無罪の原則が及ぶのはもちろんのことです）。

そのため、特別の保護（例えば黙秘権）を及ぼさなければ、人権が傷つけられやすい立場となっています。また、訴える側は検察官のみであり、被告人が訴える側に回することは考えられません。

これらの特徴が、被告人という立場を特別なものとして際立たせているのです。

■他方、民事訴訟では「被告」は訴えられた側ということ以上の意味合いは持ちません。

民事裁判で敗訴したとしても刑

事罰に問われるわけではありません。それどころか、お金を借りていないことの確認を求める訴えができるように、実は原告の立場と被告の立場は入れ替え可能なものです。

原告と被告の間には、刑事事件ほど大きな差異はなく、相互に入れ替え可能な立場となっています。つまり、「被告」は悪いことをした疑いをかけられている人とも限りません。

■このように「被告人」と「被告」は立場が違うことから、法律の専門家の間では呼び分けられているのです。

ちなみに、民事事件の「被告」は自然人と法人共になりうるものである一方で、刑事「被告人」はそのほとんどが自然人になります（ごく一部法人が被告人となる例もごさいます）。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。

一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（050・3383・8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。

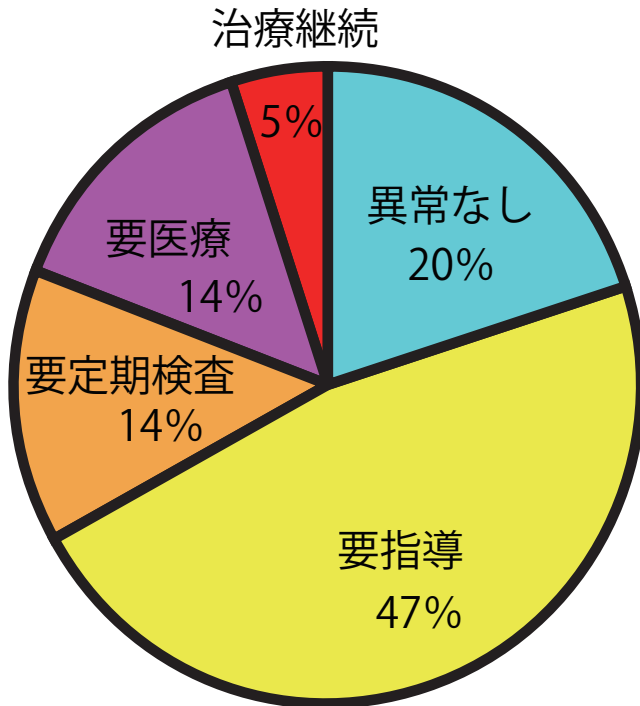
また、「法テラス江差法律事務所（050・3383・5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

保健師からの健康アドバイス

健診の機会がない方の健康づくり健診を受けてみませんか？

【せたな町健康づくり健診結果】

(18歳～39歳対象 3年間平均)



せたな町では健康診断を受ける機会のない今年度中に18歳～39歳になる方を対象に健康づくり健診を行っています。
約4500円分の健診費用を町が助成しており、加入している健康保険の種類を問わず500円で受診することが出来ます。

◆健診内容

- ①身体測定
- ②問診
- ③尿検査
 - ・糖
 - ・蛋白
- ④血液検査
 - ・1日推定塩分量
 - ・脂質
 - (LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)
 - ・血糖
 - (空腹時血糖、HbA1c)
 - ・肝機能
 - (AST、ALT、γGTP)
 - ・腎機能
 - (クレアチニン・eGFR)
 - ・尿酸
 - ・貧血検査
 - 等

◆若くても健診が大切な理由

グラフからもわかるように、「要指導」となる方が約半数、「要医療」も14%という健診結果が出ています。

内容は、肥満・脂質異常(LDLコレステロールが高い等)が特に多く、肝機能異常や血糖が高めの方も目立ちます。

せたな町は、40歳以上の「肥満・高血糖」が多いという健康課題があり、若い時からの生活習慣が重要となっています。

数値が悪くても、すぐに症状が出ない場合が多く、健診を受けてみないとわからないことがたくさんあります。

受診したことで、生活習慣病予防が出来たり、病気が発見されて、早い段階で治療に結びつく場合もあります。

今年度も健康づくり健診行っていますので、未受診の方は、ぜひ、受診して下さい。



今月の担当
安藤 麗香です

◆今後の日程

- 令和3年11月13日(土) 若松基幹集落センター
 - 令和3年11月14日(日) 丹羽活性化センター
 - 令和4年1月21日(金) 瀬棚保健センター
 - 令和4年1月22日(土) せたな町健康センター
 - 令和4年1月23日(日) せたな町健康センター
- 受付時間
午前6時～午前10時30分

お住いの地区に関係なく、受診できます。

11月健診は、11月5日(金)まで申込み受付中です。

1月の健診は、近くなりましたしたら、連絡員チラシ等でお知らせします。

◆申し込み先

- 健康センター保健師
☎0137・84・5984
- 瀬棚支所保健師
☎0137・87・3311
- 大成支所保健師
☎0139・8・4・5511

栄養士のおすすめ料理 秋は土用の辰の日！

年4回ある土用。春は広報4月号でお話した土用の戌の日。夏は誰もが知っている土用の丑の日。

そして、秋は『土用の辰の日』と呼ばれ、今年は10月23日と11月4日がその日にあたります。

秋の土用の時期は夏の疲れが出やすく、一年の中で一番心身ともに疲れている時期です。

土用の辰の日は「た」のつくものや青いものを食べると良いと言われています。

ちなみに、青いものとは、さんまやいわし、鯖などの青魚のことです。

秋から冬にかけて脂がのる青魚。土用の辰の日は青魚を食べて、冬を乗り越える体づくりをしませんか？



◎10月の旬【さんま】

秋の味覚の代表格「さんま」。血液をサラサラにするEPAや脳に作用するDHA、必須アミノ酸をバランス良く含んだ良質なたんぱく質のほか、骨や歯の健康に欠かせないカルシウムの吸収を助けるビタミンDを多く含むので、お子さんからお年寄りまで幅広い世代に食べて欲しい食品です。

さんまは身がふっくらしてハリがあり、目が透明でくちばしが黄色いのが新鮮な証拠です。

さらに、脂が乗り切ったものは、尾びれにも脂が染みて黄色くなるので、買う時に注目してください。

◇さんま缶を使った蒲焼丼

材料（1人分）

- ・ご飯 150g
 - ・さんま蒲焼缶 1缶
 - ・卵 1個
 - ・玉ねぎ 4分の1個
 - ・三つ葉 3g
 - ・めんつゆ 大さじ2
 - ・水 大さじ2
 - ・みりん 大さじ1
- 作り方
1. 玉ねぎはスライスし、三つ葉は食べやすい大きさに切る。
 2. 鍋にめんつゆ・水・みりん・玉ねぎを入れて中火でひと煮立ちさせる。
煮立ったらさんま蒲焼缶を汁ごと加え、溶き卵と三つ葉を入れて、ふたをして中火で1分程加熱。
 3. 卵が半熟状態になったら火からおろし、ご飯の上に乘せたら完成！



今回は、手軽にさんま缶を使いましたが、生のさんまを醤油、酒、みりんで味付けするとより美味しく作れます！

「た」のつく玉ねぎ、卵と「青いもの」のさんまを使ったさんま蒲焼丼は、土用の辰の日にとびつたり！



栄養士の田中 みさちです

健診申込・健康相談などは
各保健師まで

●せたな町健康センター ☎0137-84-5984(直通)
●瀬棚支所 ☎0137-87-3311
●大成支所 ☎01398-4-5511

こんにちは！ 地域包括支援センターです

物忘れの心配はありませんか

今は人生100年時代とも言われ、持病があっても元気で長生きをする方が多くなりました。

年齢を重ねるにつれ、物忘れの症状が増え、日常生活に困難が生じてしまい相談される方が少なくありません。

65歳以上の4人に1人が認知症または予備軍とされています。

早めに対応をすることで、認知症の発症を遅らせることや認知症状の悪化を防ぐことが大切となります。

○軽度認知障害とは

軽度認知障害（MCI）とは、認知症になる前の段階で、多少の理解力や判断力などの低下はありますが、日々の生活は自立しているため、認知症とは区別されています。

この段階で、生活習慣を見直し、脳の血流を良くする取り組みなど実践することで、軽度認知障害が改善されたり、認知症の発症を遅らせることが可能となります。

○物忘れチェックリスト

☆普段の生活で気になることがありませんか？

□「また同じことを話しているね。」と言われるようになった。

□人や物の名前が出てこなくなってきた。

□携帯電話や財布、通帳などをどこに置き忘れたのか、探し物が増えた。

□薬の飲み忘れが増えた。

□同じ食品を購入し、期限切れや腐らせてしまうことが増えてきた。

□同じ料理しか浮かばなくなってきた。作らなくなってきた。

□調理が面倒でお惣菜の購入が多くなった。

□鍋を焦がしそうになった。

□家事が億劫になってきた。

□洗濯機を回すが、干さないで放置してしまうことがあった。

チェックが1つでもつく方は、「あたまの健康チェック」を受けて、脳の衰えがあるかどうかを調べてみましょう。

◆「あたまの健康チェック」とは

町では、40歳以上の町民を対象に、「あたまの健康チェック」を無料で行ってまいります。タブレットを用いて対面で質問に回答することで、記憶の衰えがあるかを判断します。

検査時間は約15分。厚生労働省の研究や各医療機関の脳ドックで活用されるなど、軽度認知障害の傾向がわかる検査となっています。

◆検査日時

・令和3年10月9日（土）

・瀬棚保健センター

・令和3年10月10日（日）

・大成中学校

・令和3年10月23日（土）

・せたな町健康センター

受付時間

午前8時30分～11時30分

（※いずれも乳がん子宮がん検診と同日実施）

随時、平日の都合の良い時間に、ご自宅等へ伺い、検査を行うことも可能です。

◆困りごと相談事例

記憶力や判断力の低下が進み、日常生活で困ることはありませんか？

・薬の飲み忘れや、薬を多く飲んでしまうことが増えた。

・通院日を忘れてしまう。また、何度も通院日を家族に聞くようになった。

・外出せず、閉じこもりぎみになった。

・調理ができなくなってきた。鍋がしがらみが増えてきた。

・電気のスイッチをつけたままにすることが増えた。

・何度も戸締まりや施錠しているか、確認するようになった。

・トイレを流さないことが増えた。

・着替えや入浴をしなくなってきた。

・電化製品が使えなくなってきた。

・過食となり、食事が済んだ後に、食べていないと話さようになった。

・実際にない物が見えたり、聞こえたりしている。

・昼夜逆転するようになった。



上記のような困りごとや認知症の相談については、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

認知症専門病院の紹介や介護保険サービスの利用について、生活する上でのアドバイスなど、ご相談に応じます。また、「あたまの健康チェック」の申し込みも受け付けています。

お気軽にご相談ください。

相談窓口

地域包括支援センター

☎ 0137-845699

瀬棚支所

☎ 0137-873311

大成支所

☎ 0139845511



瀬棚保育所



瀬棚保育所と認定こども園でイモ掘り
 8月17日（火）、瀬棚保育所で園児によるイモ掘りが行われました。
 この日は、園児が丹精込めて育てたイモを収穫しました。
 また、8月20日（金）には認定こ



認定こども園

ども園でも行われました。
 収穫したイモは、給食のカレーやシチューにして、みんなでおいしく食べました。



認定こども園で交通安全全指導が行われました
 8月31日（火）、認定こども園で交通安全指導が行われました。
 当日は、先生のお話を聞いた後、グループに分かれ、横断歩道の渡り方を勉強していました。



親子等でジャガイモ掘り体験
 9月4日（土）、農業センターにおいて親子等でジャガイモ掘り体験が行われました。
 当日は、11組の親子連れが参加し、試験栽培された品種の特徴とそれに合う調理法の説明を受け、試食しました。
 その後、それぞれが試食で狙いを定めた品種のイモを楽しみながら、力を合わせて掘っていました。

ヘリコプター体験乗のお知らせ



日 時：令和3年11月27日（土）午前（応募〆切：10月15日（金））

場 所：航空自衛隊八雲分屯基地

対象者：中学1年生～高校3年生（自衛隊に興味のある学生歓迎）

★参加者の氏名、年齢、性別、学校名、連絡先（携帯電話番号等）を記載のうえ、メールで申し込んでください。

メールアドレス：hakodate.pco-imagane@rct.gsdf.mod.go.jp

※申し込み者多数の場合は、抽選のうえ、後日連絡させていただきます。

質問等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

たくさんの申し込みをお待ちしております。

問い合わせ先

自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所

所 長 佐野晃一 ☎ 080 - 4405 - 9194（9時～17時）

メールアドレス：hakodate.pco-imagane@rct.gsdf.mod.go.jp

登記事項証明書等の請求にはオンラインでの手続きが便利です

土地・建物や会社・法人の登記事項証明書の請求には、自宅や会社のパソコンからインターネットを利用するオンライン請求が便利です。

法務局の窓口で請求するよりも安い手数料（窓口請求の場合は600円のところ、オンライン請求の場合は500円（郵送料は法務局負担））で、法務局を訪れることなく登記事項証明書を取得することができます。

新型コロナウイルス感染症対策として、人との接触をできるだけ少なくするためにも、オンライン請求をご活用ください。

詳しくは、法務局ホームページ（「登記事項証明書」で検索）をご覧ください。

法務局ホームページ

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html

コリドール交流情報館

「行ってみよう！となりまち」

●長万部町 町民センター「鉄道村」

かつて長万部町は鉄道の街として栄え、その当時の思い出として「見て、触れて、動かせる」鉄道グッズを展示しております。また町民センター内の「郷土資料室」では1669年のアイヌシャクシャインの戦いから現代までの歩みをたどる多くの民族文化財や埋蔵文化財が展示されています。

■場所／長万部町字長万部413番地12
■時間／午前10時～午後4時 ■入館料／無料 ■休館日／毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始

■教育委員会社会教育課 ☎ 01377・22748

●八雲町八雲地域 企画展 志 柴崎重行の木彫り熊

独自の彫り方で木彫り熊を制作し、熊をモチーフとした芸術家と呼ばれる柴崎重行の初期から晩年までの作品を展示します。

■開催期間／11月7日（日）まで ※祝日開催
■開催時間／午前9時～午後4時30分
■入場料／無料 ■場所／木彫り熊資料館
■八雲町郷土資料館 ☎ 01377・6331

●八雲町熊石地域 熊石海洋深層水を分水中！

海洋深層水の分水は、熊石漁港内の熊石海洋深層水総合交流施設で行っており、ポリタンクやペットボトルなどへの小口分水と車両に積載された大型タンクへの大口分水の2種類の分水施設があります。さまざまな効果が期待されていますので、ぜひお試しください。なお、冬期間（12月～3月）については、小口販売機の営業が平日のみとなります。

■料金／小口分水 一般用（20リットル）100円、業務用（1立米）6200円、大口分水 一般用（1立米）6200円、業務用（1立米）6200円

■熊石海洋深層水総合交流施設 ☎ 01398・22300

●今金町 クアプラザピリカ温泉情報

森に面した露天風呂は眺めをさえぎるものがなく、自然豊かな景色を満喫できる。

漁船の海難防止について

漁船の海難は衝突、乗揚げ、転覆が多く、その主な原因は見張り不十分、慣れによる油断、気象海象の確認不足です。

次のことに注意して安全運航、安全操業を心掛けましょう。

①操業が終わり帰港する際は気が緩みがちになります。

居眠りに十分注意し、見張りを確実にし衝突や乗揚げを防止しましょう。

②最新の気象海象情報を入手し無理のない操業を心掛けましょう。

③大切な命を守るため、ライフジャケットを常時、正しく着用しましょう。

海中転落した場合、ライフジャケットを正しく着用していれば救助される可能性が格段に高まります。

また、膨張式救命胴衣は、着用前にメンテナンスを確実に実施しましょう。

④漁に出る際には、防水パックに入れた携帯電話を持つなどして連絡手段を確保しましょう。



海のもしもは、「118 番」

問い合わせ先

瀬棚海上保安署 ☎ (0137) 87 - 2634

第 31 回公証週間のお知らせ

「未来への約束を、公正証書が守ります」

10月1日から10月7日までは公証週間です。

遺言、任意後見契約、尊厳死宣言、養育費・慰謝料支払契約、賃貸借契約、金銭貸付契約など大切な証書や契約は、安心・確実な公正証書で

日本公証人連合会では、上記期間中、電話無料相談を開設しています。

電話番号 03 - 3502 - 8239 (代表)

相談時間 午前9時30分～正午

午後1時～午後4時30分

問い合わせ先

函館公証人合同役場 ☎ (0138) 22 - 5661

後志利別川の樹木採取者募集のお知らせ

函館開発建設部今金河川事務所では、後志利別川の樹木を伐採して利用したいという企業や住民の方を今年も募集します。

採取した樹木等は自家消費でも販売でも採取した方のご自由です。

実際に伐採してみたい方はお気軽にお問合せください。

①応募期間：令和4年3月1日（火）まで

②応募方法：希望される方は応募様式の提出が必要となります。

詳しくは、下記問合せ先までご連絡ください。

③採取期間：令和4年3月22日（火）

～令和4年7月29日（金）

④主な樹種：ヤナギ類・直径10cm程度

問い合わせ先

北海道開発局 函館開発建設部

今金河川事務所

河川課

☎ 0137 - 82 - 0041

(9:00～17:00 土・日・祝祭日は除く)

鳥や虫の声、木々の香りといった山の息吹を感じつつ長風呂を楽しむことができます。毎月26日は風呂の日で、日帰り入浴が半額になります。

●料金／大人550円 小人200円 ■時間／正午～午後10時（最終受付午後9時）※11月15日～11月19日はメンテナンスにより休館となります。詳細は左記までお問合せください。お問い合わせのお願いいたします。

●「せたな町 セタナセクション」好評実施中！

「せたな町」の秋です。外出が難しい今年は、食欲の秋。せたなの食を堪能してください。ご希望の方には、のしを無料で対応いたしますので、贈答用としてもご利用いただけます。

●「セタナセクション」商品

●「若松ボークマン使用特製餃子（12個入）4パックセット」函館の人気ラーメン店の外側はカリッとつつ、中はジューシーな特製みそだれで食べる餃子です。

●「風の祝福Aセット」放牧黒豚肉セット」自家配合のエサで自由に放牧で育てた黒豚です。

●「グラスフェッドチーズ詰め合わせ」自家産牧草のみで育てた、高品質のミルクの素材を活かしたチーズで、おつまみはもちろん、いろいろな料理に使えます。

●「漁師のいかめし お徳用セット」北のハイグレード食品セクション2018選定商品 日本海の真イカにせたな産減農薬米を入れ昆布とともに炊き上げました。

●「船上活けいぐら醤油漬け」新鮮な秋鮭の魚卵を特製の醤油だれで漬け込みました。

●「瀬棚PIZZA」選べる3枚プレミアム」せたな町産小麦100%のモチモチで外側がカリッとした、PIZZAをこご味ください。

●「せたなからの贈り物」のむヨーグルトとモッツァレラチーズ」自家産の搾りたての生乳100%使用。化学肥料は一切使わない牧草で育てました。

購入は、「セタナセクション」で検索！ご紹介した商品は、一例です。詳しくは、楽天市場ホームページで確認ください。



忘れないで納期限

- 固定資産税【第3期】
- 国民健康保険税【第3期】

納期限は
9月30日(木)です
忘れずに納めましょう

ご利用ください

- 行政相談委員 森 奈津美
10月20日(水) 10時～12時
ふれあいプラザ(北檜山区)
- ふれあいプラザ(北檜山区)
10月20日(水) 13時～15時
やすらぎ館(瀬棚区)
- 行政相談委員 朝倉 満
10月21日(木) 14時～16時
大成支所(大成区)

お知らせします

八雲税務署からのお知らせ

内部事務センター化の実施について

令和3年7月から「札幌国税局業務センター函館分室」(函館税務署内)において、函館税務署、八雲税務署、江差税務署の一部の内部事務を集約して処理しています。

八雲税務署管内の納税者の皆様は、申告書等を書面により提出される場合は、左記の「札幌国税局業務センター函館分室」へ送付していただくようお願いいたします。

送付先
〒040-8505
札幌国税局業務センター函館分室 あて

(郵便番号は必ず記載してください。住所の記載は不要です。)

※納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり八雲税務署で行います。

なお、申告や面接での相談を受けたい場合は、事前に電話での予約が必要になりますので、八雲税務署(☎0137-63-2148)までお問い合わせください。

ご相談ください

函館弁護士会による法律相談のお知らせ

せたな町で月1回法律相談所を開設しております。
金銭関係や不動産関係、家事関係など法律上の問題でお困りの方はぜひご相談ください。

なお、相談をご希望の方は、予約制・先着順となっておりますので、事前に函館弁護士会までご連絡ください。(相談無料)

●日時(10月～11月分)

・10月8日(金)

・11月12日(金)

●実施時間/13時～16時

●相談件数/6件

●場所/ふれあいプラザ

☎函館弁護士会
☎0138-41-0232

ふるさと応援寄附金

※8月1日から8月31日受付分
合計225件
3,316千円

ご相談ください

司法書士による無料相談のお知らせ

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見など心配ごとについてご相談ください。(相談無料・予約制)

●日時

10月13日(水) 10時～12時

●予約締切

10月11日(月)

※先着4名まで

●場所/ふれあいプラザ

●担当相談員

司法書士 森 奈津美

☎役場総務課総務係
☎0137-84-5111

ご相談ください

心の健康相談の実施について

令和3年度北海道八雲保健所精神保健専門相談を実施します。心の健康相談をご希望の方は、ぜひご利用ください。※相談は、全て事前の申し込み

ご相談ください

行政相談のお知らせ

「行政相談週間」

10月18日(月)～24日(日)

行政相談週間にちなんで、次のとおり特設行政相談所を開設します。

毎日の暮らしの中で、国の役所や特殊法人などが行っている仕事に関して困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方はお気軽においでください。

相談は無料。秘密は守られます。

【相談内容】

年金、老人保健・福祉、道路、登記、郵便、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービスなど

ご利用ください

函館裁判所出張手続案内のお知らせ

函館裁判所から職員が出張し住民の皆さんを対象とした出張手続案内を行います。(相談無料・予約制)

●日時

10月21日(木) 13時～16時

●場所/瀬棚総合福祉センターやすらぎ館

●予約方法

10月14日(木)までに函館地方裁判所総務課まで電話でお申込みください。

☎函館地方裁判所
☎0138-38-2372

お知らせします

10月は不正軽油防止強化月間です

不審な軽油の売り込み、灯油や重油をトラックの燃料に使っているなど、不正軽油に関する情報がありましたらご連絡ください。

「不正軽油ストップ110番」
0800-8002-110
(通話料無料)



戸籍の窓口

(8月1日～8月31日届出)



お誕生おめでとう

- 両坂 ^{ひだか} 妃貴くん (貴章) 豊岡
- 竹内 ^{りつき} 律貴くん (来紀) 北檜山
- 中井 ^{ののは} 乃々葉ちゃん (彰彦) 北檜山
- 西澤 ^{こうた} 煌太くん (祐介) 都
- 加賀谷 ^{うめか} 梅花ちゃん (龍太) 本町1区

ご結婚おめでとう

- ┌ 大平 智也さん 北檜山
- └ 工藤 望さん 札幌市

おくやみ申し上げます

- 出町彌三郎さん (90歳) 若松
- 大津 哲雄さん (71歳) 西丹羽
- 河田 フミさん (83歳) 西丹羽
- 橋本 政治さん (87歳) 丹羽
- 大口 春男さん (89歳) 愛知
- 小山 光子さん (81歳) 北檜山
- 佐藤 哲朗さん (86歳) 徳島
- 岡崎 武雄さん (92歳) 徳島
- 平澤 英子さん (81歳) 都
- 守山エチ子さん (92歳) 都
- 吉田 巖さん (76歳) 久遠
- 中川 薫さん (95歳) 久遠
- 手塚喜美雄さん (84歳) 島歌
- 中居マサエさん (95歳) 本町8区
- 諸戸千代子さん (86歳) 西大里
ご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

人口と世帯

令和3年8月末現在 (前月比)

人口	7,418人	(－11)
北檜山区	4,420人	(－4)
大成区	1,316人	(－1)
瀬棚区	1,682人	(－6)
男	3,498人	(－9)
女	3,920人	(－2)
世帯	4,027世帯	(－5)

次回 移動町長室 Move mayor room

10月13日(水) 大成支所

- ◎移動町長室は9:00から開設し、終了時刻は11:30までとなります。
- ◎当日は区内を巡回して不在のこともありますので、御用の際は事前に予定をお問い合わせください。
- ◎公務の都合上、急に日程を変更する場合がありますのでご理解願います。

戸籍年金係からのお知らせ

保険料の後払い(追納)制度について

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、納付した保険料は社会保険料控除となり所得税・住民税が軽減されます。

1. 追納を行う場合は、申し込みが必要です。

申し込み後、納付書が送付されますので、現金での支払いとなります。(口座振替ならびにクレジット納付はできません)

2. 追納に関する注意事項

- ①追納ができるのは追納が承認された月の前の10年以内の免除等期間に限られています。
- ②承認等をされた期間のうち、納付は原則古い期間からとなります。
- ③保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、今年度中に追納した場合の保険料は、下記の金額となります。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成23年度の月分	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
平成24年度の月分	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
平成25年度の月分	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
平成26年度の月分	15,330円	11,500円	7,660円	3,830円
平成27年度の月分	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
平成28年度の月分	15,310円	12,230円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
令和元年度の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
令和2年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

※令和元年度、令和2年度については、追納加算額はありません。

◆日本年金機構からのお知らせです。

20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。

動画はコチラ <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



国民年金に関するお問い合わせ先

- ◎函館年金事務所 電話 0138-56-1165
- ◎本庁 町民児童課 戸籍年金係 電話 0137-84-5113 (直通)
- ◎瀬棚支所 住民係 電話 0137-87-3311
- ◎大成支所 住民係 電話 01398-4-5511



せたな町公式
マスクットキャラクター
セターナちゃん

広報見聞録

おいしいお米をお届けします

今年も稲刈りが始まりました

Koho - kenbunroku



9月3日（金）、北檜山区東丹羽の原田学さんの田んぼを皮切りにせたな町で稲刈りが始まりました。収穫した品種は「ななつぼし」。例年より1週間程度早い稲刈りです。

編集後記

●「天高く馬肥ゆる秋」実りの秋です。今年も稲刈りが始まりました。例年、原稿の締め切りと稲刈り時期が合わないため、掲載が難しいのですが、今年はバッチリはまりました。ドローンによる空撮写真の提供を受けたので、皆さんにお届けします。小さくドローンの操縦者が映ってまします。秋晴れに黄金色の稲穂が映えてきれいですね。広報がお手元に届くころには、新米や新そばが食卓を彩っていると思います。また、キノコ採りの際は、クマに十分、気を付けてください。▼新型コロナウイルス感染拡大のため北海道に3回目の緊急事態宣言が出されました。行事の中止や移動制限など、うち時間が増えて運動不足なのに、果物好きな私は食欲の秋です。年齢的に横にしか成長しないので「肥満・高血糖」の健康課題が身にします。▼モニターアンケートは、住宅や空家について行いました。地区懇談会の要望でも近隣に被害が出ている空家の問題が増えています。皆さんはどうでしょうか。住宅や空家について考える機会にしたいだければ、幸いです。【竹内】

ご利用ください

役場（担当課）への直通電話番号一覧

※通話中の場合は、代表電話（0137-84-5111）へおかけください。



税務課	町民児童課	建設水道課	保健福祉課	教育委員会
0137-84-5112	0137-84-5113	0137-84-5114	0137-84-5984	0137-84-6260